

職員の給与に関する条例の一部改正の概要

期末手当と勤勉手当の改定

<一般職員>

年 度	支給期	現 行	改正後
6 年度	6 月期	100 分の 225 (期末 1. 225) (勤勉 1. 025)	100 分の 225 (期末 1. 225) (勤勉 1. 025)
	12 月期	100 分の 225 (期末 1. 225) (勤勉 1. 025)	<u>100 分の 235</u> <u>(期末 1. 275)</u> <u>(勤勉 1. 075)</u>
	計	100 分の 450 (期末 2. 45) (勤勉 2. 05)	<u>100 分の 460</u> <u>(期末 2. 50)</u> <u>(勤勉 2. 10)</u>
7 年度 以降	6 月期		<u>100 分の 230</u> <u>(期末 1. 25)</u> <u>(勤勉 1. 05)</u>
	12 月期		<u>100 分の 230</u> <u>(期末 1. 25)</u> <u>(勤勉 1. 05)</u>
	計		100 分の 460 (期末 2. 50) (勤勉 2. 10)

<定年前再任用職員>

年 度	支給期	現 行	改正後
6 年度	6 月期	100 分の 117.5 (期末 0.6875) (勤勉 0.4875)	100 分の 117.5 (期末 0.6875) (勤勉 0.4875)
	12 月期	100 分の 117.5 (期末 0.6875) (勤勉 0.4875)	<u>100 分の 122.5</u> (期末 0.7125) (勤勉 0.5125)
	計	100 分の 235 (期末 1.375) (勤勉 0.975)	<u>100 分の 240</u> (期末 1.4) (勤勉 1.0)
7 年度 以降	6 月期		<u>100 分の 120</u> (期末 0.7) (勤勉 0.5)
	12 月期		<u>100 分の 120</u> (期末 0.7) (勤勉 0.5)
	計		100 分の 240 (期末 1.4) (勤勉 1.0)